

赤い羽根 福祉活動応援全国キャンペーンの 助成金の活用および精算報告について

福井県共同募金会事務局

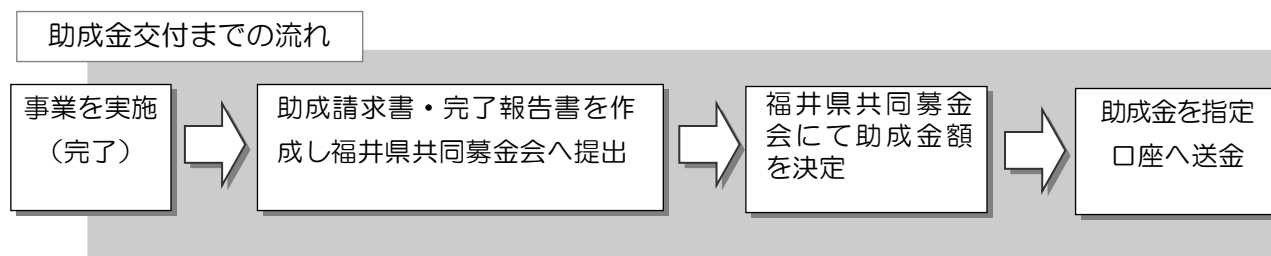
1. はじめに

今回、みなさまの活動費となる助成金は、この取組みに共感してくださった個人・企業の皆さまの思いが託された寄付金を原資にしています。

団体の活動報告や広報活動等で積極的に『赤い羽根共同募金』の助成事業であることを発信いただき、寄付者の気持ちに応えられるふさわしい事業となるよう、下記の事項に注意し適切に実施して下さるようお願いいたします。

2. 助成金の対象経費について

- 助成決定通知で示した対象経費を助成します。
- 助成金の交付は清算払いが原則となりますので、助成決定通知に書かれている事業を実施し、その事業が終了したらすみやかに【様式1、2、3】の書類を作成し、関係書類を添付のうえ福井県共同募金会へ提出してください。
- 福井県共同募金会で書類等（請求書や完了報告書）を確認してから、貴会の指定する銀行口座へ振り込みます。
- なお、事業が縮小した場合には、助成金額が変わりますのであらかじめご承知ください。



3. 事業実施にあたっての注意事項

- 本事業は5月1日から5月30日が事業実施期間となります。実施期間以外の請求書や領収書は対象外になりますので十分ご注意ください。
- 助成決定通知書の内容を確認してください。代表者の氏名や、助成事業名、対象経費など申請時に計画していた事業とこれから実施する事業に違いがないか確認してください。
- 事業内容が大幅に変更する場合は、「助成事業計画変更申請書」の提出が必要になります。変更申請書の様式を送りますので、事業を行う前に福井県共同募金会へ連絡してください。
- 助成事業で支払をしたものには必ず請求書と領収書(支払証明書不可)を取り、出納簿を整理してください。領収書のあて名欄には必ず助成団体名を記入してもらってください。
- 提出する書類は控えを取り、助成事業に係わるすべての帳簿、証拠書類等、書類は保存してください。(最低でも5年間は保存してください)

- 助成金の交付は銀行口座を通じて行うので、通帳を整備していないところは新しく貴会名義の通帳を設けてください。実施事業のお金の出し入れは通帳を通して行う事になります。
- 完了報告書には、事業実施状況がわかるようにカメラ等で撮影した写真の添付をお願いします。
- 事業については「赤い羽根共同募金」の助成を受ける事を明示する看板やチラシ、広報紙などを通じて積極的にピーアールしてください。(のぼり旗、バナーの貸し出しを行います)

4. 助成の取り消しについて

以下の事項に1つでも該当するときは、助成の取り消しや助成金の返還となる場合がありますのでご注意ください。

- ① 経理状況が極めて不明良であったり不都合があった場合。
- ② 助成金を指定された事業以外に使用したとき。
- ③ 事実と相違した虚偽の申請または使途報告を行ったとき。
- ④ 助成決定後事業を一部休止または廃止したもの。
- ⑤ 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行っているとみなされた事業。
- ⑥ 共同募金の助成を受けて実施する事を表示せずに事業を実施した場合。
- ⑦ その他、本会の指示に従わず、または不相当と認めた場合。

5. 活動報告のお願い

- 本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS等により発信してください。また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等は、本助成による事業であることを表示してください。
- できるだけ活動の様子がわかる写真を個人情報保護に配慮しながら入れてください。報告内容と写真は本会の広報活動でも使用させていただくことがあります。
- また、貴団体でアカウントをお持ちの場合は、本会のホームページやFacebookページのフォローなどをお願いいたします。

6. その他

- 活動の主たる支出に自治体等からの公費が支出されることが決まった場合などは、この助成金を辞退していただきます。その場合、活動・精算報告書の提出は必要ありませんが、本会に対して以下の住所に辞退したい旨の文書をお送りください。
- 事業実施に当たり、不明な点や事務処理で分からないことがありましたら事務局へご相談ください。

《問い合わせ》

福井県共同募金会事務局 (担当: 鷹尾)

〒910-0026 福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター 3 F

T E L 0776-22-1657 F A X 0776-22-3093

E-mail: akaihane@mx2.fctv.ne.jp